

懲戒処分・懲戒解雇のトラブルを防ぐ法律実務

対 象

- 人事・労務部門のご担当者。
- 企業や団体などの経営者。

開催趣旨

- ①労使関係における大きなトラブルや裁判沙汰、企業のイメージダウンや大きな損失にもつながる懲戒・解雇に関わる処分について基本からわかりやすく解説します。
- ②トラブルを引き起こさないための正しい手続きや方法について実務的に習得します。
- ③懲戒事由となる具体事例をもとに、処分の妥当性等についてケース別に詳解します。

本セミナーのゴール

懲戒処分の基本となる法律知識やこれを踏まえた事例毎の処分量定の考え方をマスターすることにより、企業や団体などが自ら考えて懲戒処分を正しく判断できるようになることをゴールとします。

日 時

<LIVE 配信> 2025年10月15日(水)10:00~16:00
<見逃し配信> 2025年10月22日(水)~10月29日(水)
※見逃し配信のみのご受講でもお申込みいただけます

講 師

石寄・山中総合法律事務所
代表弁護士

やまなか けんじ
山中 健児 氏

参 加 料 (負担金)

NOMA会員 35,200 円 (税込) / 名
一 般 42,900 円 (税込) / 名

申込方法

■株式会社ファシオが運営するサイト Deliveru からご受講いただきます。
お申込みは、Deliveru、本会 HP のどちらからでも可能です

■Deliveru から申込

- ① Deliveru [https://shop.deliveru.jp/]でセミナーを検索し
- ② セミナー詳細ページにある「注文する」からご購入ください
(お支払方法:クレジットカード払い、pay-easy、コンビニ振込)
- ③ 購入後、確認メールが届きます

■本会 HP から申込

- ① 本会 HP[https://www.noma.or.jp/]でセミナーを検索し
- ② 「WEB 申込」からお申込みください
- ③ 申し込み後、確認メールが届きます。後日、請求書と参加券が郵送で届きます(お支払方法:請求書による銀行振込)

見逃し配信 & 4画面配信

いつでもどこでも何度でも受講できる
見逃し配信付きです！

- ①見逃し配信では
 - ・見逃し配信期間でも、講師へ質問が可能です
 - ・繰り返しご受講でき、講義の復習もできます
 - ・チャプター形式で好きな場所から見返せます
 - ・倍速機能で効率よく学習できます
- ②資料はデータ提供です
- ③ご自身で拡大したい画面を選択できます。
マルチデバイスにも対応しております



NOMA HP

日本経営協会 セミナー

検索

受講方法

- ・登録メールアドレスに、受講 URL/ID 等詳細のご案内が届きます(Live 配信日の概ね 3 営業日前)
- ・カメラ、マイクのご準備は不要です
- ・テキストのダウンロードは、LIVE 配信日の3~1 営業日前にサイト内でできるようになります
- ・セミナーの録音・録画や資料の複製、お申込みいただいていない方の閲覧等は固くお断りいたします
- ・受講証明書はサイト内でダウンロードしていただけます

キャンセル ポリシー等

- ・開催日の5営業日前~当日のキャンセル・ご欠席は参加料の 100%をキャンセル料として申し受けます。
- ・天災その他の不可抗力等により講師が登壇できない場合、講師の変更または延期させていただくことがございます。

主催・担当

一般社団法人 日本経営協会 本部事務局 企画研修 G

(東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11 住友不動産新宿南口ビル 13 階)

tms@noma.or.jp

申込問合せ

株式会社ファシオ



03-6304-0550(平日 10 時~17 時)



bcs-info@vita-facio.jp

プログラム

1. 懲戒処分について知っておかなければいけないこと

- (1)「懲戒処分」とは何か
- (2)労基法で禁止されている懲戒処分とは何か
- (3)懲戒処分が無効となる懲戒権濫用法理とは何か
- (4)法律上、懲戒処分ができない場合は
- (5)懲戒処分と人事権の行使(降格・普通解雇等)の違いとは

2. 懲戒権の濫用法理とは

- (1)就業規則に定めていない懲戒処分はできないのか
- (2)就業規則に定めたとおり懲戒処分をしても有効にならないのか
- (3)労働者に弁明の機会を与えていないと懲戒処分はできないのか

3. 懲戒の手順と適法に実施するための法的ポイント

- (1)事実の調査はどこまでできるのか
- (2)調査中に自宅待機を命じられるか
- (3)懲戒の種類を選択するとき、何を目安にすればよいのか
- (4)懲戒処分の結果を公表して問題ないのか
- (5)懲戒解雇をして場合、退職金を不支給にできるのか
- (6)退職勧奨をすることができるか

4. 懲戒事由について問題となる具体例

- (1)経歴詐称
Q 健康状態の不調を隠して入社した社員を懲戒解雇できるのか
Q 期待した能力より著しく低いパフォーマンスの社員を経歴詐称で懲戒処分できるのか
- (2)職務懈怠
Q だらだらと残業している社員に懲戒処分をすることができるのか
Q 精神的に不調で欠勤が続いている社員を諭旨解雇できるのか

(3)業務命令違反

- Q 健康診断の受診を拒否する社員に懲戒処分をすることができるのか
- Q 異動命令を拒否する社員を懲戒解雇できるのか 等

(4)業務妨害

- Q 上司とトラブルを起こしている社員を懲戒処分できるのか
- Q 上司や同僚の発言を録音している社員を懲戒処分することができるか 等

(4)職場規律違反

- Q パワーハラスメントに対して懲戒処分ができるのか
- Q 職場内で不倫している社員を懲戒解雇できるのか
- Q 取引先から多額の接待、贈答品の授与がなされている社員への対応
- Q 服装、頭髪、ひげなどの容貌について、どこまで懲戒事由とすることができるか 等

(5)職場規律違反

- Q パワーハラスメントに対して懲戒処分ができるのか
- Q 職場内で不倫している社員を懲戒解雇できるのか
- Q 取引先から多額の接待、贈答品の授与がなされている社員への対応
- Q 服装、頭髪、ひげなどの容貌について、どこまで懲戒事由とすることができるか 等

(6)従業員たる地位・身分による規律の違反

- Q 飲酒運転で逮捕された社員を懲戒解雇できるのか
- Q 痴漢行為で逮捕されたと連絡がきた社員を懲戒解雇できるのか
- Q 会社の秘密を週刊誌に公表した社員を懲戒処分とすることができるか
- Q 社員のインターネットを利用した会社批判、秘密漏洩に対して懲戒処分できるのか

※最新の動向・情報を盛り込むため、内容を一部変更させていただく場合がございます。

講師紹介

【講師略歴】

1994 年 司法試験合格 1996 年 京都大学大学院法学研究科修士課程修了
1998 年 司法修習終了 (50 期、弁護士登録 第一東京弁護士会、石寄信憲法律事務所入所)
2007 年 8 月 パートナー就任 2013 年 1 月 代表パートナー就任
2022 年 1 月 代表弁護士就任 2008 年 6 月 日本弁護士連合会 労働法制委員会委員(～ 2010 年 5 月)
2011 年 8 月 日本弁護士連合会 司法制度調査会特別委嘱委員(～ 2018 年 4 月)
2012 年 4 月 中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)客員教授(～ 2020 年 3 月)
2014 年 4 月 大阪大学大学院高等司法研究科招へい教授(～ 2020 年 3 月)
2017 年 1 月 厚生労働省「転勤に関する雇用管理のポイント(仮称)」策定に向けた研究会委員(～ 2017 年 3 月)
2017 年 4 月 第一東京弁護士会 副会長(平成 29 年度)
2018 年 6 月 厚生労働省 在宅就業者総合支援事業検討委員会委員(～ 2019 年 3 月)
2019 年 4 月 関東弁護士会連合会 理事(～ 2020 年 3 月)
2019 年 7 月 厚生労働省 仲介事業に関するルール検討委員会委員(～ 2019 年 12 月)
現在 専修大学法科大学院客員教授

【主な著書】

『労働関係 ADR に必要な「民法」を学ぶ』(日本法令)『事例式人事労務トラブル防止の手引き』(新日本法規出版・共著)
『兼務役員ハンドブック』(産労研究所・共著)『人事労務・転籍援助施策マニュアル』(産労研究所・共著)
『混成職場の人事管理と法律知識 Q&A』(産労研究所・共著)
『Q&A 労働法実務シリーズ 8 派遣・パート・臨時雇用・契約社員(第 3 版)』(中央経済社・共著)

石寄・山中総合法律事務所 弁護士

やまなか けんじ

山中 健児 氏



メールマガジンのご登録



新規講座や申込を開始したセミナーを定期的にご案内しております。ご興味のある方はぜひご登録をお願いいたします。



メールマガジン登録用 QR

※年間の講座スケジュールを本会 HP で公開しております。

本会 HP 画面です

TOPICS 事業のトピックスやさまざまなお知らせ

民間向けセミナー：

令和 6 年度 (2024 年度) 「年間開催計画」

本部事務局 (東京) / 関西本部 / 中部本部 / 九州本部 / 北